

原議保存期間	3年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付)
各附属機関の長

警察庁丁備二発第52号
令和4年4月1日
警察庁警備局
警備運用部警備第二課長

災害に係る危機管理体制の点検及び構築に関する持続的推進事項について
(通達)

本日、「災害に係る危機管理体制の点検及び構築に関する当面の課題について」
(令和4年4月1日付け警察庁丙備二発第16号ほか)により当面の課題が示され
たところであるが、それ以外に既に一定の取組が推進されていると認められるも
の、今後も点検及び構築を継続して推進すべき事項は別添のとおりであるので、
参考とされたい。

なお、別添の内容等については関係部局と協議済みである。

持続的推進事項

第1 警備体制の整備

【災害対処体制等】

- **災害警備本部の編成**（警備局警備運用部警備第二課）
 - ・ 直近の大規模災害における被災地警察の体制とその結果に関心を払いつつ、任務と分量に応じた災害警備本部の要員を確保し、大規模災害発生時にも機能する実効ある体制を編成する。
- **職員及び家族の安否確認**（警備局警備運用部警備第二課）
 - ・ セキュリティ対策等にも配慮し、システム整備に万全を期する。
- **執務時間外における職員の参集等**（長官官房通信基盤課、警備局警備運用部警備第二課）
 - ・ 執務時間外における情報伝達、職員の参集、幹部の搬送、任務の付与等について、厳しい被害想定の下、具体的要領を策定して反復継続的に訓練を実施する。
- **備蓄物資の拡充**（長官官房会計課）
 - ・ 中長期的なライフラインの途絶を想定し、食糧・燃料等の調達先となり得る関係機関や民間事業者とあらかじめ取決めを行うなど、物資の調達先を確保するための取組を進める。
- **積雪寒冷地における施設の整備**（長官官房会計課）
 - ・ 地域の実情に応じて、積雪荷重に耐え得る警察施設等の整備等に努める。

【通信指令】

- **通信指令システムの機能の確保**（生活安全局生活安全企画課）
 - ・ 通信指令施設の耐震強度等を把握した上で、施設の耐震性の向上、非常用電源の円滑な運用等に資する必要な取組を推進する。
 - ・ 通信指令施設や電気通信事業者設備の被災時に、代替施設等への110番通報回線のう回接続を迅速に実施するため、通信指令室、各都道府県情報通信部及び電気通信事業者との間の連携強化に向けた取組を推進するとともに、う回措置要領を平素から確認・見直しを行う。
- **災害発生時の対応マニュアルの整備**（生活安全局生活安全企画課）
 - ・ 避難誘導等に従事する現場警察官の安全を確保する観点からも、災害関連情報や活動方針を無線により迅速かつ的確に共有するため、災害発生時の対応マニュアルを整備する。

【警察用航空機の運用】

- **広域運用マニュアルの整備**（長官官房会計課）
 - ・ 航空機の応援派遣が安全かつ円滑に行われるようにするため、航空隊基地の離着陸要領の整備、夜間照明及び航空燃料の確保等について検討し、実効ある広域運用マニュアルの整備を行う。
- **警察用航空機等の整備**（長官官房会計課、生活安全局生活安全企画課、警備局

警備運用部警備第二課)

- ・ 老朽化の進んだ警察用航空機、警察用船舶及び警察用車両の更新・整備を推進する。
- ・ 大規模災害発生時における警察航空隊と災害警備部隊等との連絡方法、具体的な対応要領等を検討する。
- ・ 隊員の練度等を踏まえ、ホイスト救助活動に優先的に従事する者をあらかじめ指定する。

【情報の収集、集約】

○ 被害情報の収集に関する部外との協力関係の構築（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ いわゆる災害モニター制度を創設し、警察署協議会委員を始めとする警察活動に理解のある住民や、管轄区域を含む広域なエリアで活動する事業者にあらかじめ協力依頼を行うなど、大規模災害の発生時に被害状況に関する情報を部外から広く入手することができる関係を構築する。この際、災害対処に資する有益な情報提供を受けられるようにするため、どのような情報が必要となるか具体的かつ分かりやすく教示するなどの丁寧な対応に努める。

○ 通信指令部門と災害警備本部の情報共有（生活安全局生活安全企画課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 緊急通報受理画面、地理情報システム等を災害警備本部に整備するなど、災害警備本部においても緊急通報による情報を集約する体制を構築する。

【被留置者への対応】

○ 非常計画の策定・訓練の実施（長官官房総務課）

- ・ 被害が広範囲にわたる場合も想定し、被留置者の避難・移送場所、休日・夜間の護送体制等を検討し、非常計画を定めるとともに、同計画に基づく訓練を行う。

○ 被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備（長官官房総務課）

- ・ ライフラインの途絶を想定し、被留置者の食糧・飲料水、簡易トイレ、場内照明、通信機材、被留置者の避難に使用可能な車両等、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備資機材等の整備を図る。

○ 検察庁等との連携（長官官房総務課）

- ・ 災害時の被留置者の移送等に関し、通信途絶時の対応や刑事施設（拘置所等）への移送等の手続について、検察庁等と事前に協議して対応要領について整理するなど、平素から連携を図る。

【感染症対策】

○ 災害警備本部等における感染防止対策の推進（長官官房企画課、会計課、教養厚生課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 災害警備本部等の設置に備え、災害の規模に応じた最低限必要な従事者及び代替人員をあらかじめ定めておくとともに、透明アクリル板・ビニールシート、消毒薬、マスク等の感染防止資機材の整備・備蓄を推進する。
- ・ 災害警備対策本部等を設置する際は、従事者の健康管理を徹底するとともに、

必要に応じて、透明アクリル板・ビニールシート等の設置、手洗い・手指消毒、マスクの着用等を行う。

○ **部隊における感染防止対策の推進**（長官官房通信基盤課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 部隊活動の際は、活動エリアを細分化するなどして部隊間の接触を回避するとともに、感染防止に配慮した宿営地の選定、消毒等の徹底、感染防護資機材の適切な使用に配慮する。

第2 情報通信の確保

【情報通信システムの整備・維持管理】

○ **通信機器等の搬送に係る態勢の確保**（長官官房通信基盤課）

- ・ 通信機器等の搬送手段を確保するため、情報通信部が保有する車両について、緊急自動車としての指定状況の確認・見直しを行うとともに、優先搬送に係る関係機関との協定について、締結状況等の確認・見直しを行う。
- ・ 交通網の途絶も想定し、警察用航空機、警察用船舶等による搬送について都道府県警察との更なる連携強化を図る。
- ・ 安全性、搬送の効率性等を踏まえ、応急用資機材の保管場所等として適当な場所を確保することができるよう、平素から関係機関・事業者との間で情報交換・連携を図る。

○ **警察通信施設の機能の維持**（長官官房通信基盤課）

- ・ 無線中継所等の機能維持に資する検討・整備を推進する。
- ・ 電源喪失等を想定した代替方策の検討、実動訓練等を行う。
- ・ 無線中継所への上山道を確保するため、検討、実査、情報収集等を行う。

○ **電力復旧や燃料の安定供給のための関係事業者との連携**（長官官房通信基盤課）

- ・ 電力線の復旧及び燃料の提供が優先的に行われるよう、関係事業者と契約締結等を進めるとともに、平素から情報交換・連携を図る。

【通信手段の確保】

○ **衛星携帯電話の活用**（長官官房通信基盤課）

- ・ 電気通信事業者や警察の地上系通信が全て途絶することを想定し、衛星携帯電話を用いた訓練を実施する。

第3 交通の確保

【緊急交通路の確保】

○ **具体的な被害想定に基づく交通規制計画の見直し**（交通局交通規制課）

- ・ 具体的な被害を想定し、自治体の地域防災計画等や隣接都道府県警察の交通規制計画とも整合性のある交通規制計画を整備する。

○ **交通規制計画の広報**（交通局交通規制課）

- ・ 災害発生時の交通規制について、平素からウェブサイトに掲載するなど積極的な広報を行う。

【緊急通行車両確認標章の交付】

- **公的機関に対する事前届出制度の周知**（交通局交通規制課）
 - ・ 災害発生時に災害応急対策を実施する公的機関に対して、事前届出制度を周知することにより、事前届出制度の活用を促進する。
- **公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結の促進**（交通局交通規制課）
 - ・ 公的機関との契約等により民間事業者等の車両も緊急通行車両確認標章の交付対象となることから、公的機関と民間事業者等による輸送協定の締結を促し、事前届出制度の活用を促進する。
- **緊急通行車両の確認事務の教養**（交通局交通規制課）
 - ・ 人員が手薄になる夜間・休日を含めて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うことができるよう、繰り返し教養を行う。
- **警察本部・警察署における標章・証明書の備蓄**（交通局交通規制課）
 - ・ 大規模災害発生時において、標章・証明書を円滑に交付するため、警察本部と警察署のいずれにおいても十分な標章・証明書を備蓄する。

第4 検視、身元確認等

【遺体の取扱い】

- **自治体との連携による検視場所等の確保**（刑事局捜査第一課）
 - ・ 自治体と緊密に連携・調整し、検視等の場所や遺体安置所として長期間使用することが可能な施設をあらかじめ複数箇所定めておく。
- **身元不明遺体の引渡しに関する自治体との協力関係の構築**（刑事局捜査第一課）
 - ・ 身元不明遺体や遺族等の事情により引渡しが困難な遺体の取扱い（埋火葬）に関し、被災地と被災地以外の自治体が協力関係をあらかじめ構築しておくよう自治体に働き掛けを行う。

【身元確認の方法】

- **医師会等との連携の強化**（刑事局捜査第一課）
 - ・ 管轄区域内での災害の発生や他都道府県への派遣を想定し、自治体や医師会、歯科医師会等との合同訓練の実施、各種会合の開催等により、連携の強化を図る。
- **遺体の身元確認に資する資料の収集・確保**（刑事局犯罪鑑識官）
 - ・ 指紋、DNA型検査資料、歯牙情報等の資料の重要性に鑑み、多角的な採取方法や収集すべき資料について平素から必要な教養を実施する。行方不明者の家族等に対し、どのような情報が身元確認に資するのか、どのような方法で警察へ情報提供を行うのかなどについて、適切な周知を図る。

第5 行方不明者対策

【行方不明者の搜索】

- **大量の瓦礫や土砂への対策**（警備局警備運用部警備第二課）
 - ・ 搜索・救助に当たって、大量の瓦礫や土砂の排除を行うため、重機の操縦資

格保有者を計画的に育成する。

○ **水没地域における搜索**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 冠水した地域での搜索を効果的に進めるため、必要に応じて迅速に排水ポンプを手配できるよう措置しておくとともに、サーフェスドライスーツ、水中ソナー、水中ナイフ、ゴムボート等の装備資機材を整備する。

○ **搜索状況の管理**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 各種システムの確認・検証を行うなど、広範囲にわたる搜索状況の管理に資する取組についての見直しと改善を図る。

【**行方不明者情報の収集・整理**】

○ **行方不明者情報の処理体制の確保**（生活安全局人身安全・少年課、警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 行方不明者相談ダイヤルへの対応要員の確保、特別回線の増設、情報管理・データ入力体制の整備について検討する。

第6 治安の維持

【**治安維持機能の回復**】

○ **被災地における犯罪情勢の把握**（生活安全局生活安全企画課）

- ・ 被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握するため、情報集約・共有の在り方について検討する。

○ **被災地における広報啓発活動**（生活安全局生活安全企画課）

- ・ 被災地における災害に便乗した犯罪や、避難所等におけるトラブルの発生を防止するための広報啓発活動の在り方について検討する。

○ **警戒区域における警戒警備**（警備局警備運用部警備第二課）

- ・ 警戒区域の設定を想定した検問・パトロールの実施体制、実施要領等について検討する。
- ・ 自治体に対しては、検問箇所以外の道路から区域内に侵入することを防止するための物理的な措置や、立入許可に係る基準の明確化、許可の有無が検問現場で即座に判断できる標章の配布や照会要領の策定を働き掛ける。

○ **警備業者や防犯ボランティア等との連携**（生活安全局生活安全企画課）

- ・ 都道府県警備業協会や警備業事業者、防犯ボランティア等との災害発生時における連携について検討する。

【**災害に便乗した犯罪の取締り等**】

○ **無人となった住宅・店舗、ATM等に対する犯罪への対策**（生活安全局生活安全企画課、刑事局捜査第一課）

- ・ 警戒・警ら及び検挙活動の実施に向けた迅速な体制確保並びに被災者や金融機関等の防犯意識を高めるための事前広報・啓発について検討する。

○ **災害に便乗した詐欺事件等への対応**（刑事局捜査第二課、生活安全局生活経済対策管理官）

- ・ 災害発生時には、災害に便乗した詐欺事件等が発生し、その手口も時間の経

過に伴って変遷することから、警察署や関係機関・団体からの情報収集・集約、効果的な取締り、被害防止のための広報啓発活動の進め方について検討する。

- **流言飛語等への対応**（生活安全局生活安全企画課、サイバー警察局サイバー企画課）
 - ・ 被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語等の流布防止を図るため、多様な媒体を活用した積極的な情報発信を行うなど、効果的な対策を検討する。
- **復旧・復興事業等からの暴力団排除の推進**（刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課）
 - ・ 災害発生時には、暴力団が復旧・復興事業に介入するなど資金獲得活動を展開することが予想されるため、復旧・復興事業の全体像や暴力団の動向に関する情報収集、業界や大規模事業者ごとの暴力団排除連絡協議会の設置・活用、自治体の公共事業等における暴力団排除規定の整備を推進する。
- **外国人犯罪組織の動向把握と一般の外国人への情報提供**（刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）
 - ・ 災害発生直後の外国人犯罪組織の動向把握を徹底するとともに、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の一環として、関係機関と連携するなどし、一般の外国人が情報を入手しやすい環境づくりを推進する。

【警衛・警護】

- **被災地における警衛・警護の態勢の確保**（長官官房通信基盤課、警備局警備運用部警備第一課）
 - ・ 災害発生後、被災地では警衛や警護が頻繁に行われるため、天皇、皇族及び警護対象者の安全確保方策や被災地における警衛・警護態勢の構築について検討する。

【計画停電への対応】

- **犯罪抑止対策**（生活安全局生活安全企画課）
 - ・ 計画停電や節電が実施された際の地域住民の不安を取り除くために必要な取組を検討する。
- **警察情報システム等業務継続のための電源系統の確認及び見直し**（長官官房技術企画課）
 - ・ 警察情報システム等において実施されている業務のうち重要なものについては、システムを構成する全ての機器が非常用電源設備に収容されていることを確認し、必要に応じて電源系統の変更等を検討する。
- **警察通信施設の機能維持のための電源確保**（長官官房通信基盤課）
 - ・ 燃料の提供が優先的に行われるよう、関係事業者との協定・契約の締結を進めるとともに、平素から情報交換・連携を図る。
 - ・ 無線中継所等の機能維持に資する検討・整備を推進する。
 - ・ 電源喪失等を想定した実動訓練等を行う。

第7 被災者の支援

【行政手続の特例】

- **災害発生時における行政手続の特例に関する教養**（各種手続を所管する局部）
 - ・ 道路交通法（運転免許）、銃砲刀剣類所持等取締法（所持の許可）等に規定された行政手続については、災害発生時に特例が設けられるなどする場合があることから、平素から必要な教養を実施する。

【被災者の生活・心情への配慮】

- **大量の拾得物等の取扱い**（長官官房会計課、生活安全局保安課）
 - ・ 津波等により膨大な量の金庫等の拾得物が発生する可能性があるため、その受理・保管について必要な取組を推進する。
 - ・ 銃砲刀剣類等の禁制品や危険物が流出した場合の措置について検討する。
- **避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導等**（長官官房企画課、生活安全局生活安全企画課）
 - ・ 避難所や仮設住宅を巡回して相談受理、防犯指導等を行うための情報の収集体制の在り方や資機材等の確保について検討する。
- **運転免許証の再交付手続の早期再開等に必要態勢の整備**（交通局運転免許課）
 - ・ 災害発生時に、運転免許証の再交付手続を早期に再開できる態勢の整備を図る。
 - ・ 災害により運転免許試験場や警察署等が被災した場合に、臨時の受付窓口を設置したり、避難所を巡回して申請受付を行ったりするなど、被災者の利便を考慮した措置を講じることができるよう態勢の整備を図る。
- **災害による少年非行等対策**（生活安全局人身安全・少年課）
 - ・ 災害の発生に起因する少年の問題行動等の発生を想定し、情報収集等の在り方について検討する。

第8 部隊の派遣

【派遣部隊の招集・出動・移動】

- **派遣部隊の迅速な招集・出動**（長官官房通信基盤課、警備局警備運用部警備第二課）
 - ・ 派遣部隊の招集・出動を迅速に行うための体制を確保し、実戦的訓練を継続するとともに、人事異動直後の発災を想定し、部隊員の指定・編成を速やかに行う。
- **装備資機材の整備、生活必需品の備蓄**（長官官房通信基盤課、警備局警備運用部警備第二課）
 - ・ 中長期にわたる部隊派遣を見据え、必要な装備資機材を計画的に整備し、常時活用することができるよう平素から点検・整備を徹底するとともに、生活必需品の備蓄の拡充を図る。
- **支援物資の調達・搬送**（長官官房教養厚生課）
 - ・ 災害発生時に警察活動に従事する職員への支援に充てられる生活必需品等物資の調達及び搬送に関し、職員互助会等に対する協力要請を検討する。
- **部隊派遣時の通信機器等の搬送に係る態勢の確保**（長官官房通信基盤課）

- ・ 通信機器等の搬送手段を確保するため、情報通信部が保有する車両について、緊急自動車としての指定状況の確認・見直しを行うとともに、優先搬送に係る関係機関との協定について、締結状況等の確認・見直しを行う。(再掲)
- ・ 交通網の途絶も想定し、警察用航空機、警察用船舶等による搬送について都道府県警察との更なる連携強化を図る。(再掲)
- ・ 安全性、搬送の効率性等を踏まえ、応急用資機材の保管場所等として適当な場所を確保することができるよう、平素から関係機関・事業者との間で情報交換・連携を図る。(再掲)

第9 災害に応じた対策

【火山災害対策】

○ 火山防災協議会への参画 (警備局警備運用部警備第二課)

- ・ 火山防災協議会による避難計画が未策定である場合、策定協議に参画して、警察の意見を反映させる。また、火山災害を想定し、関係機関との合同訓練を実施する。

【原子力災害対策】

○ 関係機関との情報共有、住民への情報伝達 (警備局警備運用部警備第二課)

- ・ 関係機関との情報共有、住民への情報伝達の方法等について、自治体等と連携して具体的要領を検討し、実戦的訓練により検証する。

○ 要配慮者等の避難誘導 (警備局警備運用部警備第二課)

- ・ 避難行動要支援者等の避難計画を踏まえ、要配慮者等の具体的な避難支援要領について、自治体等と連携して検討し、実戦的訓練により検証する。

○ 個人被ばく線量の管理 (長官官房教養厚生課、警備局警備運用部警備第二課)

- ・ 放射線に被ばくするおそれのある地域において、警察活動に従事する職員の被ばく線量を把握して組織的に管理するため、個人被ばく線量管理資機材の整備を図るとともに、習熟訓練を実施する。

※ () 内は、警察庁の主管局担当課を示す。